

平成28年度労働報酬専門部会（第1回） 会議録

1. 会議名称 平成28年度労働報酬専門部会（第1回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 平成28年6月20日（月）午後3時30分～午後5時30分
4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎2階入札室
5. 出席者  
委員  
永山部会長、小部副部会長、五十嵐委員、児玉委員、田村委員、豊田委員  
事務局  
梅田経理課長、鈴木契約係長、林田、小野塚、矢崎、大野
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由  
会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。  
（世田谷区情報公開条例第7条第6号口）
8. 会議次第
  1. 開会
  2. 議題
    - （1）報告に向けて
    - （2）その他
  3. 閉会

平成28年 6 月20日

労働報酬専門部会（第 1 回）

部会長 どうもお暑い中をお集まりいただきましてありがとうございます。ちょっと時間はまだなんですけれども、皆さんおそろいになりましたので、早速開催させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

本日は、年度が改まりまして初めての本格的な議論ということになりますが、このところ連続で詰めて議論して、8月半ばまでには最終的な答申案の結論を得たいという作業テンポでございますので、これまでの議論を振り返りながら、早速この2年間の中での一定の到達点を定めてみたいと思います。

それで、本日は、事務局から資料の確認をしていただきたいと思います。

事務局 それでは、私のほうから資料の確認をさせていただきます。

まず、労働報酬専門部会（第1回）の次第になります。それと、労働報酬下限額に関する中間報告、それと公契約条例に係る他区の取り組みということで、足立区、港区、渋谷区、こちらを本日お配りさせていただきます。それと、本日お配りされました、委員のほうから建設技能者職業能力基準（案）というものの、委員のほうから世田谷区公契約適正化委員会・労働報酬専門部会の8月答申にむけて、あと、委員のほうから世田谷区公契約条例適正化委員会・労働報酬専門部会の8月答申に向けてという形で、今机上のほうに3枚ほど、各委員さんからの資料を配付させていただいております。

私のほうの資料の確認は以上ですが、資料のない方はいらっしゃいますでしょうか、大丈夫ですか。

以上になります。

部会長 どうもありがとうございます。

それでは、開催に当たりまして、他区の状況などについてはきょうの資料の中にございますので、後でまた少し検討するとしまして、今年度に入りまして若干新しい動きがございます。これ以外にもあるかと思うんですけれども、世田谷の条例の運営にかかわる中でここはというのが1つございます。それは、本年の5月31日付で東京都財務局が印刷請負に係る最低制限価格制度の試行を実施することになったのでお知らせしますという財務局の報告がございます。その概要は、財務局が発行する平成28年度東京都基準地価価格の印刷等に係るもので、それに従いまして、契約方法として新しい条件をつけ加えようということで、1つは、希望制の指名競争入札とするという入札制度のあり方、入り口のところの条件をつけまして、予定価格及び最低制限価格算定方式を事前に公表して、入札に際しては積算内訳書を添付して入札を行うということで、基準は経済調査会のデータを基礎にするそうですけれども、添付のない入札は無効とするということです。それから、最低制限価格についてもその設定に当たっては適切な人件費が払えるような価格にするという条項がつけ加わりまして、ひとまず施行につきましては、それぞれいつから実施するかということとは

わかりませんが、実施する方向でその手続とか参加者の意見などを聴取しながら、今後実効性のある制度設計に向かうという、そんなことが試みとして始まっております。

この分野はなかなか難しいんじゃないかなと思っておりましたが、基本的な枠組みは、今回議論してきております建設業における入札方式を印刷物のほうに転用するという流れかなと思っておまして、業界の評価、例えば東京グラフィックスサービス工業会というのがあるんですが、そこではやはり品質確保法とか、それに伴う建設業界の最近の入札制度改革というものを引き継ぎながら、印刷の場合には1500万円以上の案件を総合評価方式にして、かつ100万円以下については身体障害者に優先発注するというので、100万円から1500万円のを最低制限価格制度として適用するという趣旨であるという業界の解説がありますが、そんなことで、この製造、委託についての試行が始まるということがちょっと新しい動きかなと思います。

あくまでも情報提供としてお話をさせていただきましたが、では、本日、これからの議論のために若干ペーパーをいただきましたところから、ちょっと御意見を簡単に御説明いただくようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは最初に、8月答申に向けてということで、委員からそれぞれ出ておりますので、委員のほうから。

委員 きょう配らせていただきました。自分の中で整理する意味もあって、この間議論されてきたことを答申に入れる上で整理したメモと考えていただければと思います。

大きくは労働報酬下限額についてと公契約条例の運用について、そして最後に入札制度改革についてまとめております。

まず、労働報酬下限額については、この下限額設定、今後、答申の中にも入れる、また、次年度の下限額を決める上で、まずその位置づけを明確にしていく必要があるだろうと。下限額を決める上では、まず公共事業やサービスの質を確保できる、そういう金額でなければならないということと、この公共事業で働く人たちにワーキングプアを生まない、そういうことが最低限の条件になるだろうと考えております。

今回決まった答申にもありますが、専門部会で出された答申と実際に決定される金額はどうしても離れてしまう、乖離される、こういうことがやはり乖離しないようなことが必要である。そのためにも、この下限額決定に至るプロセスだったりスケジュールをちゃんと明らかにしておいて、次年度予算に反映されるいいタイミングでちゃんと議論をして、答申が出され、下限額が決定されるということが、やっぱり答申の中にスケジュールがちゃんとうたわれることが必要なんだろうと考えております。

具体的な下限額についてそこに幾つか出ております。建設業については、設計で使われている労務単価、積算で使われている単価と実際に現場で払われる方の賃金が今現状で大きくかけ離れているということを考えますと、この下限額を決定する上で、この労務単価基準とし、なおかつそこと大きくかけ離れないようにする必要はあるだろうと考えております。ただし、下限額の適用を受けるのは、あくまでも熟練技能工というか、技術をちゃんと持っている方ということで、未熟練工や高齢者など、これは別途基準を定めていく必要があると考えております。

業務委託については、多分後ほど 委員からもあると思いますので、ここではちょっと割愛させていただきまして、公契約条例の運用についてですが、まず1つ目として、そこにありますように、この公契約条例を今後進めていく上で、今、財務部のほうで御担当していただいているかと思うんですが、日々のいろんな業務の中でこの公契約条例というものを運用していくのが、果たして財務部だけでいいのかということや、やはり広範にわたるいろんな事案に該当することを考えると、財務部の中であつたとしても、この公契約条例に関する専属の係であつたり、係長を選任する必要があるのではないかと。その上で、この公契約にかかわるいろんな関係部署、これは契約だけではなくて、積算等の営繕や発注部署である教育、土木、施設管理、こういうところとの連携。あとは産業政策的な面からもこの公契約条例を考える上では、産業政策部との連携、こういうものを専属してやる。そして、今ある現状の検証であつたり、確認であつたり、評価であつたり、もしくは改善であつたり、こういうものを一元的に行うようなシステムが必要なのではないかと考えています。

具体的に早急にやっていただきたいことを一応書いております。

1つは、広報が今全くされていないというふうに考えております。したがって、世田谷区公契約条例が施行されているということ、また、その適用されている現場であるということがわかるように、チラシやポスター、あとは事業者の方の御理解がどうしても必要になりますので、手引であつたり説明会、こういうものを早急にやっていただきたい。

あと、今現状でいきますと、公契約条例の適用契約だけに限らず、50万円以上でしたっけ、何万円以上の契約については今、労働条件を確認するための帳票というのが配られておりますが、これをもう少し実態把握ができるような様式に少しずつ改善していく必要があると考えております。

あわせて、世田谷の場合には調査は特段賃金台帳等の提出を求めないんですが、ただし、事業者さんから出された調査票が実際に現場で本当に適用されているかどうかという確認は、それは定期的にあつたり、全てではないけれど

も、大きな工事であれば何回かチェックをする、そういうような現場調査等も必要なのではないかと考えております。

最後に、入札制度改革についてですが、1つは、この公契約の下限額を事業者の皆さんがちゃんと支払える環境づくりがなければこの条例も運用はできないので、そういう意味でもこの入札制度改革を同時に進めていただきたい。そのためには、まずは発注段階である設計や積算、単価等についても、市場価格に合わせて適正なものにして予定価格設定をしていただきたい。あわせて過度な競争を是正するため、またダンピングを防止するためのいろんな施策、こういうものをしていただきたい。あとは、条例の中でもうたわれていますが、地域循環型にするためにも、区内本店と支店の差別化等をしていただきたいと考えております。あわせて、これも条例の中に書かれているんですが、区内の下請事業者や居住労働者の使用率向上ということも実は条例の中にうたわれておりまして、この公契約の運用の中でこういうものを実行するための制度設計も必要だと考えております。

大ざっぱにはこういうようなことをぜひともこの答申に向けて御議論いただければということで、今回ペーパーを出させていただきました。

部会長 どうも体系的、総合的に問題提起いただきましてありがとうございます。

それでは、その中の特に業務委託にかかわる部分にかかわっていると思うんですけれども、委員のほうから御説明をお願いします。

委員 私も 委員同様、題名は同じように適正化委員会と部会の8月答申に向けてということで書いてありますけれども、この公契約条例の運用や入札制度改革については、委員と全く思いを同じにするという前提のもと、どちらかというところ、この部会に提出して、委託業務の下限額を決めていくに当たって、区にやっぱり示していただきたい、区側に示していただきたい内容を主に取り出してまとめさせていただいているところでございます。

なので、まずは委託業務の下限額については、有資格者を検討していただきたいという思いは、これはもちろんのことです。中間答申のほうで示させていただいた1093円に向けて、区も、それからこの部会、委員会も議論していく、向かっていこうという思いを込めてのちょっと細かいところを要求させていただいているということになります。

要請という形にさせてもらっていますけれども、28年度世田谷区公契約適正化委員会並びに労働報酬専門部会における今後の実質的な議論、その後の区長決定にかみ合うというのは、まさに委員が答申と乖離が生じないということにもつながってくると思うんですが、かみ合う答申作成に必要なため、以下の業務委託に関する内容について御説明をいただきたいということで、区

側への要請みたいな形になっております。全部で3つあります。

1つ目が区が考慮する経済状況ということで、区の財政状況だったり経済状況、また、賃金水準の現状と見通し、並びに区が考える平成29年度の労働報酬下限額の金額案、また、その算定根拠について、できましたら、やっぱり数値を含めてわかりやすく具体的に御提案をまずいただきたい。これをこうするんだとかそういうことではなくて、区はどう考えているか、今後どういうふうにしていくんだというのを、来年度決めるに当たってやはり示していただきたいというのが1点目でございます。

それから2点目、これが有資格者の部分につながってくるんですけども、委託契約先の労働者のうち、職種や技能によっては現在の労働報酬下限額950円では金額が低く、もっと上のほうにあって、対象とならない方が多く存在するというふうに考えています。まずは有資格者から仕事の技能に見合った労働報酬下限額も検討すべきと考えておりますが、現在の世田谷区公契約条例の対象契約先で働く有資格者、看護師だったり、保育士、保健師、栄養士、給食調理、また検査技師などあると思うんですけども、それぞれの対象となる人数と最低報酬額について示していただければと思っております。決めていくに当たっては、やはり今の基準というか、今どういう状況になっているかというのを知りたいというところでございます。

そして3つ目になりますけれども、これは本当は最初に来るものなのかもしれませんが、労働報酬下限額に関する、まさに我々が出した中間報告で示された「区職員高卒初任給を時間換算した金額」、あえてこういう書き方をさせてもらったんですけども、また4月1日、実は変わっている金額 1093円ではなくなっているの、あえてこういう書き方をさせていただきました に向けて段階的に引き上げていく考えはあるのかというのは、やっぱり区にしっかり示していただきたい。また、あるということを前提に、具体的にどのように近づけていく、もしくは引き上げていくというふうに思っているのか。できれば、区としての考え方、できる、できないは別として、区としてこうしていきたいという考え方を示していただきたいなと思ひまして、これはこの1、2、3のうちの1番目になるのかもしれないんですけども、以上3つを、これは区にお答えをいただきたい要請事項ということで、できれば部会から上げていただければなと思ひまして、御提示をさせていただきました。

部会長 どうもありがとうございます。

それで、議論の進め方として、ひとまずペーパーが出ております。この委員のほうから出されております建設技能者の職業能力基準(案)というのがございまして、とりわけ型枠となっておりますけれども、これを概略御説明いただけますでしょうか。

委員 これは今、私ども業界が全体の専門工事業界、それから学識経験者、建設業振興基金でもってつくられている職業能力基準であります。レベル1からレベル4まであるわけですが、レベル1は見習いで、今回の最低基準には該当しない部分だろうと思いますが、レベル2から上が全て4年以上の経験年数のある方については適用されるということが考えられるんじゃないかと思います。ただ、レベル2でも結構範囲がありまして、一番低いほうの人が4年ですから二十二、三歳、年齢的にそれぐらいの人になるわけですが、そういった人たちが、前からも言っております最低基準価格の85%という数字であると、これは事業主側もとても払っていけないような数字になってしまうことになるんじゃないかと思います。レベル3、レベル4までいけば全然問題なく、職長なり、あるいは基幹技能者になるわけですから、それはほとんど問題ないと思うんですが、レベル2の部分が、恐らく満足できる人も、上のほうであればできる人もいるでしょうけれども、恐らく入職4年目、5年目ぐらいまでは、若い人たちの入職が少ないといってもいけないわけじゃないですから、そういった人たちがこの基準を割ってしまう可能性が非常に高いことになるのではないかなと思います。

この前申しましたように、他区も85%から90%という設定をされておりますが、何でそういうふうになったのか、私はよくわかりませんが、実際、私どもが職人を抱えてやっている中での感想を申しますと、85%、年間にして約580万円という賃金をとてもじゃないけれども払えないというのが、我々実態の現状じゃないかと思います。70%であっても、恐らくレベル2に相当する人たちも年間480万円の収入になるわけですね。ですから、きつい仕事でもありますし、待遇面としては当然サラリーマンよりは上に該当するわけですが、このレベル2の人たちに85%という数字はちょっと違うんじゃないかなと思います。

部会長 これはこの4段階を想定した場合の現状の就業者の比率、例えば100人いたとして、その100人がレベル1に何%ぐらい、レベル2に何%、レベル3、レベル4、それぞれ比重はどんなことになるんでしょうか。

委員 多分、そうですね。

部会長 レベル4というのは、もうかなり全体の指揮管理ができるという感じ。

委員 指揮管理ができるということですね。

部会長 ですから、これは10人に1人とか。

委員 そうということですね。

部会長 そうすると、レベル3、レベル2あたりはどのぐらいの比率になるんでしょうか。



委員 一番の働き手がレベル2の後半とレベル3だと思うんですね。

部会長 これで両方で大体80%ぐらいで、レベル1が10%ぐらいの比率ですが、もう少し少ないですか。

委員 私は調べていないもので、はっきりはわからないんですけども。

部会長 職種によって大分違うかもしれない。

委員 職種によっても違いますね。結構若い人たちが入る職種もありますのでね。

部会長 高齢化が進む職種もあるしね。

委員 当然ありますしね。

委員 このレベル2とレベル3の違いは、客観的にはどうやって、この人はレベル2で、この人はレベル3だと決定する何か基準があるんですか。

委員 この中のその下に項目がいっぱい書いてありますね、これが実際にできる、できないという判断になると思うんです。

部会長 1つは道具の知識・管理、補修ですか、この辺が1つと。

委員 あと材料の知識と加工帳を持って型枠をつくるわけですけども、その加工帳の、加工図、施工図の原寸ですね。それから資材運搬関係、墨出し、パネル加工、それから建込み、コンクリート打設、解体、特殊な工法、あとは資格関係で、職業能力開発促進法に出ているような施工技能士の2級から1級、それから登録型枠基幹技能者と上がっていくんですね。資格によっても大体わかる部分になっているわけですね。

部会長 レベル2でも結構資格の守備範囲というのは広いですね。

委員 これはどうしても安全のために使う道具、機械等を全て操作できないと、現場では一人前とは言えないですからね。

部会長 なるほど。これは実際に設計労務単価に対応して、あれは平均で出てくるわけでしょうけれども、その母数の内容というのはわかることはできるんですか。例えば国土交通省の積算の基礎になっているレベルごとの実際の水準というのか。

委員 今、レベルごとの考え方というのはまだ国交省のほうまでいっていないと思いますね。あくまで通告機能でつくって、これを全国的に広めていこうという段階ですから。

部会長 これは技術的にいろいろ考慮しなきゃならない部分と、それからもう少し適用の方法について議論しなきゃならない課題があると思うんです。

それでは、ほかに何か。まず、このお3人の委員から御報告があったんですけども、その内容について御質問なりはございますか。

委員 内容についてなんですけれども、きょう、私も少しペーパーを用意してきました... ..。

部会長 ありがとうございます。

委員 今まで口頭で説明してきたことなんですが、少し資料等をつけてちょっと御説明したいと思って、資料をまとめて持ってきたんです。

一番上のペーパーは、ことしの5月2日付で東京都の最低制限価格、調査基準価格の改定が行われた件でございます。最低制限価格というのは、直接工事費に95%を掛けて、共通仮設費に90%、現場管理費に90%、一般管理費に55%掛けたもので最低制限価格を設定するということだったんですね。今までは、従来、現場管理費に掛ける、四角の二重括弧で困ってある数値80%を90%に引き上げがことしの5月2日付で行われました。5月からの公表案件についてはこの最低制限価格を用いて積算しているということなんですね。

次の2枚目は、今現状の世田谷区の最低制限価格の基準です。ここの別表の中の1の最低制限価格、ここに95%、10分の9掛け、10分の8掛け、5.5掛け、だから、ここは世田谷区のほうは90%にまだ移行していないということですね。

それと、次のページは東京都の建設局です。28年の5月1日付の更新なんですけれども、土木工事の間接工事費率と諸経費率の改定ですが、工事の共通仮設費率、現場管理費率のベースアップの資料です。東京都23区内の工事につきましては大都市補正率もアップしております。今、東京都を含めて国土交通省が基本的にはベースにあるんですけれども、このように予定価格をアップさせる試みがあって、現状、今の一番表書きの一般管理費率の0.55という数字を80%以上、もしくは90%に近いぐらいまで上げようという議論が今、国土交通省ではされていると聞いております。

今、予定価格というのは直接工事費と共通仮設費、これを全部合算したものにこの掛け率を掛けて算出しますので、ここの一般管理費率のところだけが今著しく低いということなんですね。一般管理費というのは、要するに企業がやっていくための会社の利潤なんですけれども、今ここが55%で抑えられているということなんですね。ここが55%のままで、直接工事費を積み上げている労務費単価が85%なりなんなりというのは厳しいという話なんですね。これがまず1つの話です。

次のページが施工体制台帳なんですけれども、今現状、私たち請負業者は工事を受注しますと、請負額に関係なくこの手の施工体制台帳というのをつくることになっております。施工体制台帳は大体こんなような形式なんですね。一番初めのページが元請企業の情報、保険等をこういうふうに加えて入れる文面。この裏にその手のバックデータの資料を入れるわけなんですけれども、2枚目が下請の保険加入状況の資料。

この資料と、さらにその下に注文書というものがあるんですけれども、我々工事をする際、下請業者とこのような形で注文請書というのを取り交わして仕

事をします。それで、中を見ていただくと、例えば箇所数に単価が掛かっていて256万円、これにやっぱり下に箇所数が掛かって、単価が掛かっていて、220万円、大体このような形で下請とお金の取り決めをするんですね。直営以外の仕事というのは大体このような形で仕事を決めております。

これに対して請負約款、これは請書が来まして、下請の業者からこのような形で仕事を受けましたよということで、これも施工体制台帳に添付をいたします。

我々は主に仕事をコントロール、お金のコントロールをするときに、この注文請書で契約した金額に応じて、例えば今月45カ所のうちに20カ所やったのであれば、20カ所分のお金を支払うという形で支払いをするわけですね。ですので、お金の労務単価というところまで我々はコミットしていないというのが現状でございます。それで、この辺のところをさらに労務単価のところまでコミットして行って、その労務単価の帳票を集めて、さらにそれが提出書類として出てくることになるとかなり厳しいなというふうに感じております。

その次がいわゆる積算の、これは東京都の建設局で開示請求をとって出てきた資料です。大体建設局と公共工事ではこのような形で積算がされていて、1番目の内訳、例えば舗装工事で1151平米に対して2676円。この2676円というのはどのようなことでやっているかということ、6号というふうに摘要に書いてあるんですけども、それをくっていくと、次のページで6号、これで100平米当たり2676円ということになっていますが、さらにこれの後ろの帳票に7号と書いてあるんですね。さらにその後ろの7号をくっていくと、ここに労務の積み上げ、材料の積み上げ、機械の積み上げ、諸雑費、このような積み上げなんですね。

ですので、要するに基本的に1箇所当たりの単価がいきなり出てくるということは我々でもなくて、例えば、前の施工体制台帳で出ている、下請が出してくるこの45箇所当たりの値段というのは、同じようにこのような形で帳票まで、後ろの一番最後の細目までつくって、それを個数で割り込んで出しているということなんですね。ですので、ここら辺までオープンにしてコントロールするのはなかなか厳しいなというところですよ。

その次がことし、世田谷区の発表案件から出ています労務単価なんんですけども、これを今このような足し上げがあって、上記の趣旨を御理解いただき積算をお願いします。ここまではいいんですけども、これが運用状況の調査ということになったときに、前の帳票みたいなことまでコントロールしないと、我々はお金の出どころがわからないんですね。だから、その辺をどのように運用していくかというのは我々は注視しているところであります。

一番最後なんんですけども、これは見積り積算方式、入札制度改革で今、新

しいもので見積り積算方式ということが出ていまして、これは不調・不落の仕事が出てきた中で、実際の施工の歩掛と著しい乖離がある場合には、見積もりをとって積算のお金を決めましょうということなんですね。これは今、東京都でもかなりの案件数がこの方式によって積算されています。

この間からペーパーで配られています中間報告案で、部会長がおっしゃっている労働報酬下限額を設定するに当たって、入札制度改革も重要ですということをおっしゃっておられるんですが、世田谷区さんのほうでは一向にそういうところが進んでいるようには見えなくて、このような労働の基準額ばかりが決められていって、我々業者のほうに提出資料等がふえていくということは、やっぱり看過できないなと考えております。

簡単ですが、以上です。

部会長 ありがとうございます。

これは最後のは東京都のもので、この後、担い手三法が出てからの積算方式の見直し可能な協議条項みたいなものができていますが、それは都も実行されることになっているんですか。

委員 これはつい最近、東京都のほうからもらったもので、うちが協力している見積り積算方式のもので。

部会長 現状これでやっている。

委員 現状これでやっていると思います。

部会長 わかりました。どうもありがとうございます。いろいろ貴重な資料や御意見をいただきましてありがとうございます。

それで、まず順序としまして、先ほど、前回の中間報告以降の区の決定と報告との乖離の問題や、乖離が生ずる際の世田谷区のこの条例運用の仕方についての問題がございますが、まず最初に、委員のほうから出されております3点についてどうでしょうか。この労働報酬下限額にかかわる答申と区側のその決定に至るまでのいきさつについての御質問なんですけれども、これは課長のほうからおよそ各項目ごとに概略御説明をいただけますでしょうか。

事務局 区のほうで中間報告でやった関係のあれですかね。中間報告のときは、28年度予算に反映させるということで早急な形で、時間的な余裕もなかったという中で、部長のほうで再三お話しさせていただいているように、ここに出た皆さんの御議論をそのまま上に上げて、区の政策決定部門のほうで区の財政的な問題、あるいは区の職員の給与体系であったりとか、あと他区のこういった公契約条例のものを参考にして、何しろ最終的なぎりぎりの線で28年度予算に入れましたので、そういう形でやってはおります。

今、委員のほうから3点ほど来ておりますので、これについては多分今後の答申に向けてという話だと思っておりますので、それにつきましては、今ここで事務

局でこういうふうにしていきますとはちょっと難しい面もございます。今こういったペーパーをいただきましたので、これを上のほうに上げて、区の考えを各委員の皆さんにメール等で通知を差し上げるような形で、そのメールに対してまた返事をいただくとかそういう形でちょっとやりとりさせていただければと考えております。というのは、我々事務局というのは、あくまでも皆さん、各委員さんから出た御意見を上の政策決定部門のほうに上げる形のもので、この段階で、例えば私のほうからこういうふうにしていきますよというのは言える立場でもございません。こういうものをいただきまして、これをもとに、これは委員だけではないんですけれども、今回こういう形でいろいろと資料をいただいております。その点について、この部分についてはこういうふうな区の考えがありますよとか、そういうものを1度メールでお返しして、またそのメールに対して答えた部分について、いやいや、そうじゃなくて、こういう形でもう少し区は考えられないだろうか。そのキャッチボール的なものをやらせていただいて、次回のときにまたお示しするという形をとらせていただければと思います。

部会長 その際、委員の説明の大項目にございますように、1つは財政の事情その他があるという関係性はわかるんですけれども、具体的にこの財政状況や経済状況等をかみ合わせた賃金水準の設定というのは、およそどんなセクションがこれにかかわることになるんでしょうか。

事務局 これにつきましては、我々は事務局ですので、ここで出た意見を申し上げますけれども、区の政策決定部門というのは、ほとんどが企画であったり、財政であったり、要するに区のトップですよね。私どものほうで言うと、区長を筆頭に、副区長であるとか、そういう政策決定部門のほうに上げると。これは通常ですと予算編成の際に間に合っておれば、全体的な部長会的なものにもかけるんですが、中間報告のときにはその予算編成に私どものほうで間に合っておりませんので、そのときは、当然区長、副区長、政策決定部門である政策企画とか、私ども事務局も入りまして、区として決定させていただいたという形になるかと思えます。

部会長 28年度はそれはもう終わっていることとありますが、この趣旨は29年度をどう考えるかということで、ことしも踏まえてどういうふうに議論されるのかということはどうですか。

事務局 ですから、今私のほうで申し上げましたように、これをきょういただきましたので、これをもとに、大変申しわけないんですが、きょうは部長が欠席しておりますけれども、そういったものを説明させていただいて、基本的な考えを上のほうと統一させていただいて、例えば1につきましては、区の考えはこうですよという考えをメールでやりとりさせていただいて、もしも委員

のほうで、いやいや、そうじゃなくて、この辺はこうならないかというのがあれば、それについて、またうちのほうで上のほうと話し合いをさせていただく。とはいえ、委員はこういう形で、区としてはいろいろあるので、こういうふうな言い回しにならないかとか、そういうふうなやりとりになろうかと思えます。ですから、現状、きょうはこれをいただきましたけれども、これをもとに、うちの事務局としては上のほうにお配りいただいたものをお渡しするという形になろうかと思えます。

部会長 わかりました。そこはキャッチボールはわかるんですけども、それは具体的に、まず1番目についての算定根拠とか金額案につながるような、何かそういう基準というか、そういうものはあり得ることでしょうか。

事務局 これはやはりその年その年によって区のほうの財政状況も違いますので、一概に根拠的にこういう形だよというのは毎年若干は変わってくると思えます。ですから、29年度予算に向けては、我々がなぜ予算編成に間に合わせるかということ、各所管のほうでとる見積もりについて労働報酬下限額の部分が決まってくる。というのは、各見積もりを上げている会社によっては、国が定めた最賃をもとに上げてくる見積もり、そうじゃないよ、この契約については公契約条例が適用なので、例えば今は950円ですけども、950円ですよ、それでの見積もりとかという形で、予算がどのくらいふえるかとか、その辺も含めてやっていきます。

1番につきましては、金額の算定根拠というのは、先ほど申しあげましたような区の財政あるいは社会状況、あと、これはどうしても我々職員の給与単価、この辺も出てきますので、その辺についてはそれが根拠になってくるのではないかなとは思えます。ただ、やはり私どもはあくまでも事務局ですので、ここで出た御意見というのは上のほうに通さないと、上のほうがどういう判断を持ってくるかというのがございます。きょう、これだけの資料をいただいていますので、部会のほうではこういう形で来ていますよ。では、それについてどういうふうな回答をしようかという形になろうかと思えます。

部会長 それでは、とりあえず第1項目については比較的原則的な考え方というものを求めていると思えますので、それを企画なり財政なりの方々との協議の結果を……。

事務局 企画、財政というよりも、区としてのあれですね。これは当然人事ですとかさまざまな部署がかかわってきますので、そういう部署との話し合いというか、上げまして、1つの結論というか、区としてはこういう考えでいきたいんだけど、どうでしょうかみたいな形になろうかと思えます。

部会長 ある程度目安が出てくると考えてよろしいですか。

委員 そのつもりでお願いをある程度しているというのが、あくまでも区が

考えるあれでしょうから、まだこれから議論をされて、最終決定は別としてね。

部会長 そうですね。1番目は数字を出せということではないようですので。

委員 できればもう……。

事務局 こういった話になりますと、うちのほうもやりとりになってきてしまうと思うんですね、区の考えはこうですよ。例えば委員、ほかの委員さんから、メールで送ったときに、いやいやこういうふうな考えはできないかと。それに対して、今区はちょっとこういう状況なので、考えとしてはこうなんだけれどもという、お互いの妥協点的なものを探っていくような形になるうかとは思いますが。

部会長 その場合は、メールのやりとりは個別の委員と事務局との関係になりますか。

事務局 全然違います。うちのほうで、例えばきょういただいているこれについて区の考えをお示ししたときは、全委員さんにメールで送るような形になると。

部会長 それから、こちらの委員の各メンバーから出された意見についてはどうでしょうか。

事務局 1度メールを送って、うちへ返ってきた段階ということですか。

部会長 はい。

事務局 それも必要であれば、各委員さんのほうにお送りするような形をとりたいとは思いますが。

部会長 そうですね、それをお願いします。

それから、2番目については少し突っ込んだ議論だと思うんですけども、この950円というのはまさに最低なんですけども、有資格者等を考えると、これはもう既に現状を上回っていることになるので、それについてはどのように考えているかということなんですね。

事務局 私どものほうで有資格者でここに挙げられている、例えば看護師、保育士とか、この辺は余り委託契約はないんですね。ですから、逆に区の非常勤の保育士あるいは看護師、ちょっと調べてみますけれども、中には委託か何かで保健師であったりとかそういうものがあれば、相手の事業者さんのほうでそれを言ってくれるかどうかはさておきまして、それをちょっと調べながらやっていきたいとは思いますがけれども、最終的に2000万円以上の委託契約ですので、そういった職種がなければ、例えば区のほうの保育園の保育士という資格を持ったアルバイトあるいは非常勤であれば、区のほうは幾らですよとか、そういうような形になるうかと思えます。

部会長 これは仮にどこその事業所名というのはなくても、区のほうで一定のサンプリング調査をして、こういう現状ですということは、契約課のほう

として調査は可能なんでしょうか。

事務局 これはあくまでも事業者さんの立場になっちゃいますので、うちのほうの委託契約というのはあくまでも2000万円以上が……。

部会長 一括総価方式。

事務局 2000万円以上の契約につきましては、契約書の中ではもう総価の金額、内訳書は出してもらいますけれども、チェックシートのほうで今現在は最賃を守っているかどうかという形です。あとは事業者さんのほうに、これは公契約条例ですので、例えば保健師は幾らですかみたいな形で調査したときに、果たして答えてくれるかというのはちょっと微妙なところはありますけれども、ただ、答申までにはちょっと時間的に余裕がないかなとは思っています。ですから、参考にさせていただくとすると、一番いいのは区の非常勤の報酬であったり、アルバイトの報酬であったりというのも、1つの算定根拠じゃないですけども、そういう形で見ていただいたほうがよろしいかなとは思っています。

うちのほうのやつの金額的なものというのは、有資格者については人事のほうも23区でそんなにかけ離れてはいないと思っておりますので、ですから、その辺はうちのほうで先に出して、その後、委員が言っているような契約でもしあれば、その辺で事業者さんに御協力いただいて調査できればという考えは持っていますけれども、時間的にそれが間に合うかどうかは微妙なところだとは思っています。

部会長 それは調べる意思はありますか。

事務局 調べる意思ですか。

部会長 はい。

事務局 それは当然、委員からこういう文書が出ているわけですから、私どものほうとしてはできる限り調べるような形ですよ。ただ、全部が全部お約束できるようなものではないと思っております。

部会長 委員のほうのチェックシートの確認帳票との関係もあるんですけども、でき得ればそういうものを入れ込まないと、一般的な最賃の水準だけを調べるということでは、公契約条例のもとではそれを救い切れないことになるんですよ、そのチェックシートのほうが。そういう意味ではある程度改善を求めることになると思うんですけども。

事務局 先ほど委員のほうからありましたように、現在は、この労働報酬下限額が決まる前まで50万円以上の契約については私どもはチェックシートをとっているわけですけども、その内容については、当然そういった意見が出てくると思っていますので、こういうことを入れたほうがいいんじゃないかとか、そういうのは当然あるとは思っています。

部会長 では、それについては後でまた少し詰めるとしまして、委員の3番目の、これは1つの考え方なんですけれども、現実に区職員高卒初任給は毎年



変化する可能性はありますよね。

事務局 あります。

部会長 それに対して段階的に引き上げていくという方向性については、今のところ、区としてそれについての何らかの考え方をお持ちなんでしょうか。

事務局 要するに私どものほうでここでその方向性がありますということは言えないですね。こういうものが出まして、高卒初任給に換算した金額を区としてどう考えていくかというのは、やっぱり区の政策決定的な部門になりますので、そちらの意見を聞かないと、今この場でその方向で行きますとか、行きませんとか、そういうのは事務局としてはちょっと言えない状況ですので、先ほど申し上げましたように、こういった質問が出ていますけれども、メールでお返しするのにどういう回答を得るかという形でやらせていただくしかないと思います。

部会長 これも1と同様ということですか。

事務局 そういう形だと思いますね。

部会長 以上3項目についていかがでしょうか。

委員 そうはいつでも、初任給の金額に近づけていくというよりは、要は報酬下限額を部会で決めたと。この金額をどう捉えてそこに持っていこうと考えているかどうか、そういうふうに思っているかというのをまず答えてもらいたい。

部会長 尊重の度合いというふうに。

委員 これは今までの過程のところの、要は過去にこういうふうにやった、どうなったというのを聞かないかわりに、これは答えてくれというものです。なので、我々が出したものをどう捉えて、これを尊重しているということを言っていていただく。そのことから上のものをスタートさせていくために、あるいはこれからの金額を決めていくに当たって上のことを聞きたいみたいな形だと思うんですね。当然近づけていこうとすれば、今相当乖離がありますから、できれば段階的にいきたいんだというのが来年違っているかもしれないけれども、今日段階においてどうなのか、きょう段階においてどうなのかというのを、できれば答えてもらいたいという思いです。

部会長 きょうのところはそういうところでいいですか。

委員 きょう、今ここで答えちゃうと、また難しいところがあると思うので、それで持って帰ってもらってということですか。

部会長 では、この1、3については、ひとつぜひ区役所内での御検討をお願いしたいと思います。

委員 あと2番目についても、今回の部会の中で皆さんが有資格者の金額を設定すべきというのは、前々から少し話が出ている議論ですので、今回決めら

れるかどうかは別として、現段階でどういう方が対象になっていて、どのくらいその方がいて、最低賃金はどういう金額で支払われているのか参考に聞きたいなど。先ほどお答えがあったとおり、余り対象が、かかわっている人数がどうも少ないということであれば、参考となる区で臨時でも何でも雇っている、そういうのがあれば、そういう数字でもいいから聞かせてもらえれば、まずそれを1つの参考にして、決めるべきかどうかも踏まえてまた議論ができればなという思いで聞いていますので、まさに事務局にお答えいただいたような形で出していただくのがいいかなと思います。

部会長 あと、できれば今年度、見通しでいいんですけれども、950円に上がったことによってどのくらい総額が引き上げられたのかというその点の、試算で結構ですので出していただくとありがたい。

事務局 総額といいますと、予算上という意味でしょうか。

部会長 予算上で結構ですよ。歳出がどのくらい増になるのかというおよその……。

事務局 おおよその金額で。

部会長 ぴったりじゃなくても、まだ年度は終わっていませんから、それは無理なんですけれども、概算どのくらい増加になっているのか。

事務局 それは例えば、今までうちのほうで労働報酬下限額を決めていないときの予算額とこの7月1日から……。

部会長 930円というのはなかったんでしたっけ。

事務局 それは区のアルバイトのほうの関係ですか。

部会長 いや、要するに労働報酬下限額ですね。

事務局 930円？

部会長 これの対象になっている職種なり人数というのはある程度わかると思うんですよね。

事務局 うちのほうは、今回、28年度予算というのは、今まで多分見積書の中で最賃を守っているような企業の方というのは、それで多分見積もりを上げてきていると思うので、それを950円にした場合にどの程度の額、部のほうで予算が必要かというのは、これは大ざっぱですけれども、おおむね出しまして、それを上乘せして、どうにか予算を通してもらったと。

部会長 では、その上乘せ分ですね。

事務局 では、それを約ということで、はい。

部会長 ほかにこの件ではございますか。

委員 僕のほうは大丈夫です。

部会長 ありがとうございます。

委員 だから、逆に1093円にした場合に幾らかかるのか。

部会長 どのくらいまた経費増になるか。

委員 それをちょっと、同じ考え方で。

部会長 では、あわせてそれも積算をお願いしたいと。

事務局 多分メールで早目に答えられるところはどんどん送ります。今みたいに、今は950円ですので、1093円にした場合にどのくらいにふえるかというのは、全体の契約ですとかもう来ますので……。

部会長 ほかの条件にして一定でいいですよ。

事務局 委員だとか委員のほうから出ているようなやつで早目に答えられるところはどんどんメールを送りますし、若干時間をいただきたいところの部署については後でまたメールを送るような、そういう形になろうかと思えますけれども、よろしいですか。

委員 はい、それは。

部会長 以上の点はほかによろしいですか。

では次に、委員のほうから出されている問題というか、要望事項が幾つかございますけれども、もう既にかかわっているものもあるんですが、まず順番でいきましょうか。

報酬下限額について4つほど原則的なことがございますけれども、これは答申そのものにもかかわるんですが、下限額の設定基準は公共サービスと事業の質の確保とワーキングプアを生まないという二重の条件があるということですよ。その上で、それに対する答申との乖離が生じないようにするというのは、今あった議論とかかわってくることなんですけど、これについて、先ほど説明がございましたけれども、今回の作業手順でいえば、8月半ばぐらいまでに出てくれば、次年度予算へ反映するスケジュール的な問題は一応クリアできると。

事務局 各所管が見積もりなんかは、早いところはもう7月中下旬ぐらいからとり始めます。ただ、工事関係は、あくまでも施設営繕であったり土木のほうで東京都の設計労務単価をもとに多分積算だとかをしていると思うので、あくまでも予算的に大幅に来るのは委託系の契約、これについては29年度には大幅に来るのではないかと。金額によりますけれども、その幾らにするという金額もありますけど、そういう形にはなろうかと思えます。

部会長 そうすると、順序から言うと、やはり委託が先で、建設関係は若干おくれて、国、都……。

事務局 私どものほうで今施設、例えば営繕の建築関係だとか、ああいう関係にしますと、2月の最新単価を使っているというお話も聞いておりますので、また東京都がすぐ変えたりとか、この前確認したところによると、土木のほうも最新のやつを使っているとかそういう話でしたので、その辺については、当然予算上、要求した途中で労務単価が上がれば、その労務単価を使うような形

になろうかと思っておりますので、予算上はそういう形で反映していくとは思っています。

部会長 それで、それに関連しまして、建設、委託と2つございますけれども、きょういただいた6月1日現在の他区の3区の状況を、これは概要を御説明いただけますか。

事務局 これは他区の取り組みということで、部会長のほうから足立区と港区と渋谷区を調べてほしいということで、事前に調べまして、各委員さんのほうにメールで事前に送らせていただいております。名称ですとか施行時期につきましては記書きのとおりでございますけれども、労働報酬下限額の適用範囲ということで、1つ、足立区で言いますと、予定価格が1億8000万円以上の工事、港区ですと130万円を超える工事という形になります。渋谷区の場合は、予定価格1億円以上の工事請負契約という形になっておりまして、うちのほうでは3000万円以上の工事請負契約という形でございます。

労働報酬下限額、工事につきましては、足立区が公共工事設計労務単価の90%、見習い、手元等の労働者と使用者が判断する者については1080円。港区は公共工事設計労務単価の85%、渋谷区が公共工事設計労務単価の90%。工事以外の労働報酬下限額、足立区ですと950円、これは臨時職員の単価を勘案してと。港区ですと、港区の臨時職員ということで、これはアルバイトですとか非常勤の関係だと思っておりますけれども、先ほど委員のほうからありましたように、例えば保育士なんかであれば1050円であったり、看護師、保健師、栄養士、こういった職種につきますと1300円、その他は1000円という形になっております。渋谷区につきましては、職員給与条例に定められた額を勘案して決定ということで947円という形になっております。

周知の取り組みにつきましては、各区さまざまなやりとりをやっておりますので、事業者向けであったり職員向けと、あと労働者向けについては記書きのとおりとなっておりますので、確認していただければと思っております。

部会長 ありがとうございます。ちなみに、この下のほうの周知の状況について、世田谷区はどういう状況になるのでしょうか。

事務局 世田谷の場合は、今まで公契約条例がありましたよと、ホームページであったり、「区のおしらせ」でやっております。4月の段階で告示で、7月1日から適用ですよというのをホームページと「区のおしらせ」で周知しております。それプラス、今後、7月1日以降の契約に際しましては、契約書とともに、この案件は区の公契約条例適用の契約ですよという形で、これが幾らですよと。ですから、これは守ってくださいねというチラシをカラー刷り？

契約係長 色紙に。

事務局 色紙ですか。それを作成して、契約書と一緒に渡すような感じで今とっています。

部会長 それはもうできているんですか。

事務局 一応内容的な、案文的なものは今つくっていますので、それを今、上のほうに確認してもらっているという形ですね。

部会長 もう来月からですよ。

事務局 そうです。この契約は公契約条例の適用ですよというのを事業者さん等に契約書と一緒に渡して確認をとる形をとる。当然その中には今までどおりチェックシートは出していただくような形ですけれども、そういったチラシを契約書と一緒に配るような形です。

部会長 その中には、受注者向けの中に労働者向けというのが各区ございませぬけれども、これは世田谷の場合入るんでしょうか。

事務局 済みません、労働者向けのやつはまだないですね。あくまでも事業主さんにこういう形で7月1日からいきますよと。ただ、労働者向けというか、一般区民向けについては、これはあくまでも公契約条例が施行されたときの周知であったり、この4月の周知の段階でホームページであったり「区のおしらせ」で周知しておりますので、労働者1人1人というよりも、事業主さんに先に御理解いただきたいという形で、このチラシをその契約書と一緒に配るようにしております。

部会長 足立区の場合ですと、受注者への説明や手引はもちろんあるんですけれども、1つは、現場視察というのをやることになっているのと、それから、労務台帳の確認ということで、中間時と完了時にそれぞれ2回ほどやる予定であると。それから事業者及び労働者へのアンケート調査も実施する、こういうことになっているんですけれども、世田谷区の場合はそういう点ではちょっと、これは全部という意味じゃないんですよ。要するにサンプリング的にやっていくということになると思うんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

事務局 足立区さんなんかは26年4月1日から施行されているわけですが、例えば答申であるとか報告書の中で、我々はチェックシートを確認していますが、内部的には事業者さんの御協力をいただいて、試行的にそういったチェックを入れるかどうかは話し合いというか、どうしたらやっていけるかという形で議論しております。そういった形で、例えば報告、労働報酬下限額の部会の中で話を入れていただくとかというのが1つの方向だとは思いますが。

部会長 そうですか、わかりました。当然作業がふえてくるので、先ほど委員のほうからも話がありましたように、これはさまざま手間がかかることにもなるので、当然そのもののコスト、費用増というものが生れてくるのは避けがたい部分があります。足立区の場合は、そういうものについての経費増の事務上の配慮の上にも、そうした経費増を見積もるという意向を持っているようですので、世田谷区でも、これは後で答申のほうにも書こうかと思うんですけれども、

ども、そういうものをやはりやらないと、現実に事業者に一方的に事務量だけ押しつけることになるというのは非常に生産性の向上にもならないことがありますので、後でまたこれは意見として出させていたいただきたいと思います。

ほかに、この他区との関係で見て何か御意見はございますでしょうか。なければ、以上の点は、委員のほうから出されております黒丸の一番上の部分なんですけれども、その次に2つ目の黒丸の中で、委員、これは次へ行ってよろしいでしょうか。

委員 はい。

部会長 よろしいですか。では、2番目の黒丸に移らせていただきたいんですけれども、これは大変大事な課題をここに出していただいていると思うんです。1つは、これは条例運用の組織上の問題に対する要望ということが言われております。私の理解で言いますと、1つは、現在の条例の適正な運用のために、係の設定、係長の選任をできないだろうかというのが1つ。それから、先ほど来の議論の中でも、この公契約条例の実施に伴って、契約、営繕、教育、土木、施設管理、その他産業政策部等との関連がそれぞれ出てまいりますので、これに対応できるような組織運用体制をつくって、そしてそれらをつなぎながら、条例の啓蒙、確認、検証、評価、改善などなどを一元的に実施すると。この条例に沿う、横串を刺した組織運営ができないだろうか、こういう理解でよろしいのでしょうか。

という提案がございまして、その上で、事業者向け等々の広報及びその周知を徹底することや、従事する労働者の実態把握を行って改善すべきは改善する、そういう現場との調査、調整を可能にするような検証体制をつくってほしいということで、かなり大きな組織機能改革になると思うんですけれども、これについてどうでしょうか。それは無理だよということ、それともどうでしょうか。

事務局 それは無理だよということは私のほうでは言えないですよ。部会あるいは適正化委員会のほうでこういう形で出ていますよというのを報告するだけですので、あとは実際は人事だとか、それは組合との関係もあるでしょうから、その辺を踏まえてやっていくような形になろうかなとは思いますが。

委員 多分行政の中でこういう部署を新たにつくるというのは、一般的には余りないかとは思いますが、ただ、世田谷区なんかでも新たな事業とか新たな条例、新たな事業を始めるときには、必ず専属でそういう部署を設置したり組織改正することは全くないわけではなくて、現実としてあるというのはこちらのほうでもお聞きしてしまして、特に言うと、どうしても今契約課の中にあると、契約行為についてどうするかというところでしかなかかなか見れないと思うんです。ましてや今、財務部契約課なんていうのは、それでなくても多分お仕事が大量にたまっている大変な部署で、さらにその中でこれ以上仕事をこ

なしていくのはなかなか難しいんじゃないかなというのは、正直、こちらから見ていても考えるところなので、特に契約行為だけではなくて、積算の部門だったり、その後の評価や、ここにも書いてあるとおり、地域に経済を循環させていくという意味でも、やっぱりそういう視点から考えていただく意味でも、新たな部署というか係をつくっていただくことが、この公契約条例のもともとの大きな趣旨に合うんじゃないかなというふうには考えております。

部会長 この点はどうでしょうか。委員のほうから、区の組織運用の改善ということになるとは思うんですけども、日ごろの仕事上のおつき合いも含めて何か御意見があれば。

委員 より制度を進めるのであれば、やはりそういった考え方を持たないとちょっと難しいでしょうね。片手間にやるということは難しいと思いますね。

委員 区長の諮問事項の1項が公契約の適正な履行を確保するために必要な施策ということで、主として今までどんなことをすべきかということで、幾つか委員がお書きになられている委員会の資料2というんですか、最近いただいたやつですが、その中でいろいろ議論は出ているんだけど、きょうの委員さんでいえば、真ん中の2つ目の公契約条例の運用についての3つ目以下に丸ぼちが3つ目あるんですかね。チラシ・ポスター、手引き、説明会、2つ目が労働条件確認帳票とか、3つ目が相違があった場合、周知して検証するとかということなんですが、そういうことは公契約に伴う新しい事業。そうすると、区長の諮問事項の1にかかわって、それを実際に実施できる制度というか仕組みを担保しなきゃいけないと考えると、この委員のきょう御提案されている、1つは係をつくるということと、あわせて区役所全体の関係部署との連携、横断的な体制をつくってやるというのは、むしろ必要不可欠じゃないかなと思うんですね。

ただ、私の意見は、それはこの労働専門部会の中で議論することは構わないけれども、最終的には委員会の答申の中にむしろ織り込んでいただくべきことじゃないかなと。できれば1のほうの、さっきの区長に対する答申事項のより早い部分に、あるいは最後のところに、以上のような必要な施策を実施するためにも、これこれの係やこれこれの横断的な体制が必要であるというふうに、どこかでそこへまとめたほうがいいのかと。

というのは、私は前にも言ったんだけど、何でもかんでも労働専門部会でできるわけではないので、労働専門部会があくまでも1番目の労働報酬下限額の決定を行うべきだということなので、それに関連しないわけじゃないんだけど、それはやっぱり全体の委員会に織り込んでいただくのがいいんじゃないかなと思っています。

委員 この横断的というところが非常に重要なんじゃないかなと思うんです

けれども、実際の事務局とか事務屋さんが主導に立ってやられるということではだめじゃないかと思っていて、例えばこの工事等を発注する所管課であるとか、実際の設計を組んでいらっしゃる所管課さんが本腰を入れてやってくれないと、我々に何のメリットもないことになっちゃうんじゃないかと思っ  
ているんですね。

やっぱりこの最低労務単価なりなんなりを決めると、結局、実際はその最低労務単価を支払って行って、会社に利益が残らない工事の比率って、全体で10あった仕事のうちに、ああ、いい仕事だなというのが例えば3割あったとしますね。あと7割がだめな工事。だめな工事までその最低労務単価を払わなくちゃやれないようなことになっちゃうわけですね。大体比率でいうとそんなものじゃないかと思っ  
ているんです。そうしたときに、例えば7割のだめな工事、やっても、これは余り利益が出ないし、やってもしょうがないなという工事についてどうするのか。それでもこの最低労務単価を支払わなくちゃいけないということであれば、やっぱり予定価格なりなんなりを上げてい  
かなくちゃいけないわけですね。そうしたときに、それは事務屋さんではできないと思うんです。やっぱり設計をやっている方、要するに発注している方がこれでどれくらいの利益が上がるか。

というのは、例えば今のこの歩掛がありますね。例えば100平米やるのにこの人数がかかりま  
すという歩掛が東京都であるわけですね。例えばこの切削オーバーレイ、これは7センチで1.5人と4.4人、普通作業員7.4人。

部会長 済みません、何ページですか。

委員 これは代価表がある7号なんですけれども。

委員 何枚目？

委員 後ろから5枚目ですね、7号。

委員 007、わかりました。

委員 007ですね。そうすると、これは舗装の切削オーバーレイをやるために、1000平米にこれだけの人数がかかりま  
すよということなんです。この人数がかかるんですが、実際にこれは1000平米やるのにもっと人数がかかっちゃうこと  
ってあるわけですね。1000平米やるのにこの倍ぐらいかかっちゃうことだ  
である。同じ1日で半分ぐらいしかできないときだ  
であるわけですね。それが実際に、本当は工事ごとに全部歩掛を変えて設計すれば、それはいいわけ  
ですよ。だけれども、そうじゃなくて、今の標準設計というのは、この1000平米はこれぐら  
いでしょうということ  
で、どの現場も全部これで当てはめて  
いるわけですね。そうすると、合わない現場がいっぱい出てくるわけですよ。

そうした中で、例えば全現場を最低労務単価、最低で賃金を払える価格に変えていくのが、それは我々事業者にとっていいわけ  
ですね。だけれども、そう



は今なっていないわけですよ。実際にこの人数よりもっとかかっちゃう、もっと材料を食っちゃう、歩掛がもっと少ないところはいっぱいあるわけですね。

そうした中で、それもあれもこれも全部最低労務単価を払ってくださいという、もう我々の仕事の受注範囲がどんどん狭まっていくということなんですね。だから、そうしたときに、例えば設計とか、要するに予定価格を組む部署が本腰を入れて、今の最低労務単価を決める委員のほうに入ってもらわないと、我々としてはまるっきりメリットがないんじゃないかなというのが正直なところですよ。

部会長 やっぱりそこまでいかないよと条例全体の運用の……。

委員 条例全体というか、我々にとっては本当に払えない案件がいっぱいみたいなことになっちゃう。

委員 これはずっと前に言っていたやつですね。

委員 そうなんですよ。

委員 どの工事に何人工要るんだという、そういう御説明の具体的な表なんですよ。

委員 そうなんです。実際にこれが標準設計で組まれている人数なんです。実際、我々はどういうふうに仕事の受注にかかるかということ、本当にこの現場が1000平米をこの人数でできるかどうか検証するわけですね。検証して、この人数じゃできない、もっとかかっちゃうだろうという判断をして予算を積んでいくと、やっぱり予定価格に入っていないわけですね、利益がどんどん削られていく。そうすると、これはやめようという話になるんです。だけれども、この標準設計というのは、必ずどんな工事でもやられているわけですね。全ての工種について歩掛があって、変わってくるのは労務の単価のみなんです。材料の単価のみ。あとは歩掛は一切変わらないんです。この1.5人、4.4人、7.4人、トン数、これとあとはフィニッシャの日数、これも全然一切変わらないんですよ。だから、これが狂っちゃうと、もう本当にデリケートな話で赤字になっちゃう。

委員 多分公契約条例で言うと、この3番目の普通作業員の1人当たりの単価を決めるだけなんです。そういう意味では、わからないけれども、多分いわゆる世話役と上手な方、熟練というのかな、それと普通の人の組み合わせの割合だって、これは1つの考え方なんです。1.5人、4.4人、7.4人ね。ただ、公契約条例は、多分普通の作業員の1日当たりの単価を決めていくと、この1万9200円ですか、そこだけなんです。ただ、実際にはそれを払って、なおかつこの表のそれぞれの単価を払って、一番下の267万6133円を、これは何ていうんですか。

委員 材工ですね。

委員 いろいろな費用なんでしょう、諸費用ですね。これに適切な利益を乗せて、普通、それで予定価格を出してほしい、こういうことなんですね。

委員 そういうことですね。これが極めてデリケートで、みんな標準設計でこの単価で組まれて、それに工数をぶっかけられて予定価格が出てくるわけですね。これはほぼ場所のいかんを問わないんです。例えば大都市であろうと、それは少々ありますけれども、例えば世田谷区内であれば、区道で少々現場の厳しいところ、厳しくないところ、楽なところ、それはもちろんいっぱいあります。そういう中で厳しいところについての考慮は余りないんですね。

部会長 これは原則は都の歩掛になるんですか。

委員 都の歩掛です。都の歩掛がそのまま世田谷区に今おりてきているんです。だから、ほとんど一緒と思っただけいい。だから、それについて、東京都のほうでもこれで、要するに仕事が厳しいであろうといったときに、例えば大都市補正の比率を掛けるとか手を変え品を変えいろいろやってくるわけですね。それでも合わないことはもちろんある。だから、この辺の、例えば2枚目に書いた大都市補正率の改定とか経費率の改定、こういうところはやっぱり世田谷区のほうも迅速に変えてほしいんですね。かつ、それだけではまだ僕らは足りないと思っていて、この歩掛についても、本当に合わない現場というのはやっぱりわかっていたいただきたいところなんですね。

部会長 それは個々の工事ごとに協議をするということではもう追いつかない。

委員 恐らく設計をされている方であれば、これが利益が出る仕事かどうかというのがわからないとおかしいと僕は思っています、それが実際に予算を組んでみて、合わないなとわかると思うんですけれども、それが今わからないで出されちゃっているような状況なんですね。だから、こういうような最低労務単価を決めるときには、やはり所管課である発注局の技術者がこれにコミットしていかないとなかなか厳しいんじゃないか。

部会長 これについては1度議論があったと思うんですけれども、区としてこの辺は問題意識を持っておられるということですか。

事務局 この間のさまざまな議会のやつでも、予定価格が実際の事業者の算出した価格と合わないよというのは再三来ております。ただ、今委員もおっしゃったように、どうしても区のほうは東京都だとかそういうのを全部見做ったらという変ですけども、建築にしても土木にしても、東京都の単価を今使っている状況です。ですから、私どもは、今豊田さんがおっしゃったように事務屋なので、所管課から来る予定価格というものを、公表するものは公表し、公表しないやつもありますけれども、それで入札をかけていくという形です。我々契約サイドとしては、専門である土木だったり営繕部であったり、東京

都の計算方法をもとに積算をやっているという形で上がってきますので、当然それをもとに入札をかけるわけですが、確かに今豊田さんがおっしゃるように案件によっては辞退がかなり多かったりして、そういう理由については、さまざまな理由を各事業者さんがお持ちですけれども、中にはそういった単価が合わなかったとかというのは当然出てきます。それについては、我々のほうで何ができるかということ、営繕だとか土木に対して、こういう状況が続いているので、積算の単価の出し方が違っているんじゃないのという話はさせていただきます。

ただ、今言ったような組織的にそれを盛り込んでいくかどうかは、また適正化委員会のほうでの話になると思いますけれども、1つの係として事務屋がいて、そういった建築、土木の技術屋がいてというのは、区のほうも技術屋さんがかかなり少なくなっているのです、やるとすると、そういったものを提案してもらって、例えばの話ですよ、係長さんが出たとしたら、その係長さんは専門に土木の担当部署であったり、営繕の担当部署なんかと連携をとりながら、積算単価がどうなのかという話になるかとは思いますが。ただ、これはあくまでも我々事務局サイドなので、そういう要望というか、私は課長をやっていて、はっきり言いまして、今のうちの職員は結構大変です。年間契約が何千本もあり、今、入札制度もいろいろ改革だとかそういうのもやっておりますので、やはり大変は大変だと思います。ただ、今こうやってやってもらってはいますけれども、先ほどがおっしゃったように、適正化委員会としてこの条例をうまく運用するためにはどうしたらいいかというのが諮問の中に入っておりますので、そういうのはやっていただいてもいいのかなとは思いますが。

部会長 大変重要な回答なんですけれども、ぜひそういう方向で事業者と労働者の両方の改善を実現しないと、これはいかない部分がありますので、それに伴う区側の体制というものの整備をどうするか、そういうことで、ぜひ今の問題についての改善策を探っていきたいと思えます。

それで、この労働報酬専門部会から見れば、言ってみれば最低下限額決定の与件としての課題を整理しているわけですので、ぜひこれはこの後の適正化委員会のほうの議題としても検討していただくように持ち上げていきたいと思えます。

それから、この条例運用についての今の大変大事な組織的あるいは機能的な変更、改善とともに、あとほかにこれにつけ加えるべきことや再確認すべきことはございますか。現実には設計労務単価というか、こういう歩掛変更というのは、これはやり方としてはかなり難しい課題なんですか。実情に応じてというのも個別の工事案件になってしまうと思うので。

委員 今、それだけの知識がある人がまたほとんどいなくなっちゃったんで

すね。

部会長 区の職員の中に。

委員 一人工何平米やるとか、何トンつけるとか、そういうのが本当に少なくなっちゃって、ですから、今、大現場ごとに見積もりをとっているんですよ。例えば設計がある程度上がりますね。そうすると、もうそれこそとび、土工から、鉄筋、型枠から、みんな見積もりをとっちゃうんですよ。それで、今の私のほうは法定福利費がどこに入っているのかというのをしきりに追い込んでいますけれども、なかなか明らかにならない。最終的に聞いた答えでは、そういうふうに見積もりをとっているの、その見積もりは何社かから出てきますから、その見積もりに法定福利費が入っていなければ、入れた形で出してくださいと。それで何社かそろえるわけですね。それで中間をとるのか、どの辺をとるのか、ちょっとわからないですけれども、そういったやり方で値入れをしていると営繕では言っていましたね。それでは言葉だけなので、我々は信用できないと。なので、では、見積書もみんな、参考までに数社の見積もりを見せてくれと。それでちゃんと考慮して、法定福利費がここに入っていますよと、単価に上乘せになっていると言うんですね。ですから、それを見ないと、では、幾ら上乘せしているかもわからないわけですよ。それを見せてくれるようお願いしたら、それを見せるには手続が必要ですよということちょっととまっちゃっています。

だから、本当は法定福利費は、ここに入る会社によっても加入率が違いますし、年齢構成によつての加入率も、高齢者が多ければ少ない加入率ですし、実際のところ、現実はわからないんですよ。ですから、一緒くたに法定福利費を各工事全部まとめたものじゃなくて、各工事業者からとった見積もりの1工事の項目でもって、では、この工事は幾ら、違う工事は幾ら、そしてまた別の工事は幾ら、それをトータルしたものが全体の法定福利費になるんですね。ですから、私どもの希望としては、各工事の最後の項目に法定福利費一式幾らとはっきりわかるようにしていただきたい。それは都も国もやっていないからねなんて言っていたけれども。

委員 ただ、一方で国交省なんかは法定福利費、要は社会保険はそれこそ末端の職人まで全部入れるということがこの間ずっと言われているわけですよ。

委員 そう、現場に入れれないと言うんですね。

委員 そうです。もう排除しろと。反対に未加入の事業者を使ったら、それは元請の責任として元請に罰則を与えると、東京都なんかもやっているんです。結局、今は現状でいくと、1次、2次ぐらいまではほぼ社会保険に加入されているんですけれども、そこから下になると、やっぱり加入率はまだいまだにど

っと低いというのが多分現状だと思うんですね。その方たちからお聞きすると、法定福利費、労務費に対応しても15%から20数%ぐらい負担になるんですね。やっぱりこの分を支払えないんですね。そこは元請さんもそうですけれども、発注者のところからちゃんとした形でおろしていただかないと、多分この先、どこかがそのしわ寄せを食うか、結果、入らないままでいくか、もうどちらかになってしまうので、法定福利費の問題は、この公契約の中でしっかり改善していくということが必要なんだと僕も思います。

部会長 これは設計とともに積算のあり方というものの改善がどうしても出てくるわけですね。

委員 そうですね。

部会長 これも適正化委員会のほうの大きな課題でもあると思いますので、改めて議論したいと思います。

委員 この間、今の法定福利費は中間報告の の3項に入れてあるんですね。ただ、これは、今お話しのように下限報酬額を決めて、自動的じゃないけれども、法定福利費がある程度算定されてくるわけですね、さっきの1.4と4.幾つね。これを入れて、さらにこれに利潤という形で、ほかのももちろんかかるんでしょうけれども、それを必ず組み込むようなことは、さっきのあれとまた絡んでくるんですが、横断的な区の中でそれぞれ発注するところがそれをちゃんと入れているかどうかを教えて、今度はそれを発注する前に点検する部署がやっぱり要るということになるとすると、公契約を守らせるには、結局、そういう点検をして、それで了解が出て出していく。そういう意味では、ここの部分を守らせるには、そういうダブルチェック、積算するところとそれを予定、入札する前に入っているかどうかを計算、チェックするダブルスタンダードがないと、2つないとできないと思う。そういう意味で、この問題も理念的な問題と同時に、これを担保する制度的な区の中の仕組みがやっぱり要るんでしょ

うね。

部会長 法定福利費は入っていますよというだけじゃ、入っているかどうかわからない。

委員 この間の入っているはずですよというんじゃない。だから、それはやっぱり別途計算してもらって、この人工でいえば幾らとちゃんと出るわけですね。

委員 そうですね。

部会長 それでは、もう1つの点は、きょう、委員のほうから大変詳しい課題というか、問題領域を明らかにしていただいたので、これは先ほどの発注のあり方というものに大きな改善のヒントをいただいていると思いますので、この点、きょうは大変大きな議論の成果だったと思います。

あとほかに、委員のほうから出ている黒丸の3つ目のところ、これは今の議

論と絡んで正確な積算、設計とそれに見合う単価をきちんと入れる。それから、今言った法定福利費等をきちんと支払えるような、そういう仕組みをどうつくるかということ。それから、市場の変化に合わせたそれらの予定価格を踏まえた運用をしていかないと、この条例を適正に運用するのは難しいと思うんです。

あと、それに絡みまして、その下にあるダンピング、あるいは発注時期の平準化。これもこの前、国土交通省などが改善するための資料として出したものによりますと、季節によって非常に大きな変動があって、これは非常に難しい問題なんですけれども、区としては発注の平準化ということについてはどのような改善をされているんでしょうか。

事務局 これは改善というよりも、我々こっちのサイドにしてみますと、当然所管課が工期だとかその辺できますので、ただ、私どもとしては、例えば土木であれば、標準化、平準化できないのと。どうしても1月、2月、3月に工事が集中したり、4月、5月、6月についてなかったりと、そういう話も聞きますので、何とか4月、5月、6月に発注できるものは発注するとか、逆に1月、2月、3月で工期が間に合わないものについては、それこそ債務負担行為ではないですけれども、4月に入ってからという話は、土木の事務連絡会みたいなものがあるんですね。そこに行って、私どもではお話をさせていただいている。どうしても工期的に集中しちゃうのが、建築とか電気設備、機械設備になりますと学校施設、これは学校が夏休みの時期に集中的に工事しないと、子どもたちのあれにかかってしまうので、どうしても7、8と、この夏休みの間にやってしまうというのは、そこは平準化はちょっと難しいかな。ただ、全体的な区の施設の改修であったり、その辺についてはある程度平準化してくださいよと。さっき言ったような夏休み工事だけは、これはもうどうしようもないという形のものでは、うちのほうとしても平準化はしてくださいねという話はさせていただいています。

部会長 確かに学校なんかは……。

委員 学校はしょうがないよね。だから、7月の今度の選挙が、都知事選はちょうど困るらしいんだよね。きょう、ある学校に行ったら、トイレ工事を実はあの辺にやる予定にしていると。それはそこしかできないんだと。ふだんは生徒さんが来ていてというので何かおっしゃってましたよ。だから、学校はまさにしょうがないんだ。そういう意味ではどの学校も同じ日ぐらいにトイレ工事をずうっとやるらしいんですよ、そう言っていました。

ちょっといいですか。きょうはもう大体いいんですか。

部会長 どうぞ。

委員 私、実は今度の最終答申では一般的な1093円なら1093円で、それはそれで1年というわけにはいかないだろうというのは書き込んだほうがいいと思

うんですが、それとは別に、平成29年度の報酬下限額を幾らにすべきだという議論をして一致すれば、それは一応提言をしたいと思うんですよ。私は1093円がいいと思うけれども、議会のいろんないきさつを聞いて、そうはいかないかもしれないとすれば、我々は余り乖離するのを出して、できませんでしたというの何かみっともないわけで、区の実情も我々は伺いながら、せめてここまでにしてくれと。私は4桁をお願いしているんですけれども、せめてこれぐらいと。この委員会として一致するなら、29年度は幾らにしてくださいと。それは1年でいかないかもしれないというのは、私はいろんな話を聞いてわかってきたので、平成29年度の委託業務の幾らというのは、きょうどうこうではないので、今度その答えをいただいた上で、我々なりに考えて、出せるなら出したほうがいいと。そうしないと、中間答申と同じだと余り意味がないんですよね。だから、最終答申は1093円を生かしつつ、29年度は最低、少なくともここまでは引き上げてほしい、その理由はこうこうこうだということで、ぜひ次回議論して、それは出したいなと思います。

部会長 そうですね。そこは量的な問題というか、幾らが適正かというものと絡んで、やはり区民のいろんな感情というものもあると思いますので、大体どのくらいの経費増になるのかとか、そういうものをある程度勘案しながら、どんなテンポでいくかということをお納得がいくような答申にしていけないと実現性がないものになってしまいます。その辺はどんなふうにか考えたらいいかを少し柔軟に議論できるように、ひとついろんな角度からの情報をいただいて答申に織り込んでいきたいと思っておりますので、今の1093円という考え方は1つ了解をするとして、その進め方についてはいろんな考え方があるという議論をさせていただきたいと思っております。

委員 前回決まったものが950円ということで、1093円に対してこれだけ乖離が出ていると。一方で、2015年4月時点になりますと、高卒初任給を時間に換算すると、多分1100円を超えるんですよ。

委員 これが……。

委員 もう変わっているんです。となると、1093円という数字というよりは、まずは特別区行政職(一)の高卒初任給、1級5号給の地域手当20%を含んだものを時間換算した金額とすべきというのが頭にしっかりあった上で、今委員におっしゃっていただいたとおり、多分1100円を超えているよ。1093円でもいいですけども、そこにいきなりがんと引き上げるなんていうのはもう到底、前回からして不可能だというのはある。となると、やはりそれに区として近づけていただくように部会から出すというイメージの出し方がいいのかなと。委託費については現段階では私はそんな感じの提案がいいのかなと正直思っているんですが、余り時間もないので、これは次回に言おうかなと思っていたんで

すけれども、きょう話が出たので、イメージとして私の考えているところを言わせていただきました。

部会長 それと類似した問題として、委員がかねて主張しておられますように、この技能のレベルの判定の問題と85%という線をどういうぐあいで実現していくかということについて、こちらのほうもレベル1というものの扱い。これは委員のほうからも出ておりますし、それから、それぞれの職種でこういう基幹職種に関してどういう進め方がいいか、これらも本来もう少し丁寧に詰めていく必要があるのかなという気がしているんです。

委員 さっき伺ってわかったんですけれども、この表ですよ。このレベル2というのと一般的に さっきのでいいのかな。さっきの007、豊田さんのところの表の007とちょっと似ているのかなと思ったんですけれども、さっきの007、いわゆる特殊作業員と世話役でしたっけ、その分け方として、区分はこれと似ているんですか。

委員 特殊作業員というのは、例えば重機のオペレーターとか、例えば舗装なんかだと、舗装のレーキをやる人とか、要するに特殊に舗装をならす人なんかはやっぱり普通の作業員ではできなかつたりするんですね。それは多分建築の型枠大工のレベルと同じようなところがあって、誰も彼もが同じ舗装の作業員ではなくて、やっぱり仕上げをやる人とか、そのようなものは若干あるんですね。そこで差が出てきていると。

委員 この一般世話役というのは.....。

委員 世話役というのは、作業員が動いている中で、それをあれやれ、これやれとコントロールしながら自分も働く人という意味ですね。

部会長 現場フォアマンというか、作業全体を仕切る。

委員 いわゆる世話役ですね。

委員 もともと労務単価が分かれている。

委員 労務単価も分かれているんだ。今のはこの中のどれかに入っているの。

委員 分かれている。

委員 入っているんだ。

委員 入っています。

委員 一般.....。

委員 土木とは違うんですね。

委員 そうだよ。

委員 だから、これはみんな東京都の単価表というか代価の明細ですから、恐らく全部工種に入っていると思います。

委員 そうか、それぞれ入っているんだ。

委員 その中でも当然レベルもあるでしょうし、同じ型枠工の中でもレベル



があるし。

委員 それと、この表との関係なんだけれども、レベル3、レベル4と言っているのは、必ずしもこれとは違うわけだね。

委員 そうです。これはどちらかということ、1つの型枠工でも当然レベルは全然違うよということ。

委員 そうすると、型枠工の中を分けなきゃいけないことになる。だから、これは分かれているんでしょう。

委員 多分土木なんかは割と単純ですから、それほど技能も分かれていますね。型枠大工さんなんかだと、やっぱりこれだけ分かれていますんだなと、きょう初めて認識したんですけれども、これくらい分かれています中で一律同じ単価で85%をぶっ掛けちゃうといたらやっぱり乱暴ですよ。

委員 だから、それは合わないですよ、シーンというのが違うんだから。

委員 それは合わないですよ。

委員 ただ、この表で見ていただくように、結局、ここで我々ができるのはレベル2の方の日単価。

部会長 下限ですね。

委員 下限が幾らかというのは多分この中で、あとそれ以上幾ら払っても別に我々が払っちゃいけないというわけじゃなくて。

委員 ですから、その辺のレベル2の一番低いところが二十二、三なわけですよ。

委員 ただ、この中に10年の人もあるわけだから、確かに22の人じゃちょっと高いかもしれないけれども、でも、レベル2のまましばらく進むわけでしょう。だから、何年進むかわからないんだけど、レベル3に行ってしまうかもしれない。だから、この限界、ボーダーラインのところが一番近い人だけじゃなくて、レベル3が一番近い人から見てどうかという議論もしないと僕はやむを得ないかなと。そういう意味では、このレベル1の人は違うというのはいいけれども、ただ、要するにレベル2でこの考え方というのは、最低幾ら、その人たちが満足して、さっきの区民がまともな工事として評価してくれるような仕事をしてくれる人に来てもらう金額、こういうふうに考えると思うんです。要するに、さっきの住民サービスは低下しないということですから、変な話、まともな工事をちゃんとしてもらうために、それなりの腕を持った人に来てもらうにはこれだけかかりますよと。そういう意味では、ちょっと高いかもしれないけれども、若いくせに高いお金を取るかもしれないけれども、やっぱり区民のそういう目指す建築物をしてもらうには、この人たちにはそのぐらい払うのは当然だという考え方が出てくるから、結果として22歳の男の子に高い賃金が行くのは仕方がないかなというのが私の考えです。言い方はおかしい

ですけれども、逆にその分、払う分だけのちゃんと見積もりをしてくださいと。そうしないと、22でなった子と、30になって、でも、まだレベル2の人だっているわけだから。

委員 競争に負けちゃいます。

委員 そうすると、我々は受注機会が減っちゃうんですね。一番低い人たちで、やっぱりそこでも受注機会を私たちは得たいと思っているわけですね。それでお金を積み上げて、やっぱり入札とかで負けたくないわけです。だから、そこで網をかけられると本当に受注機会が減っちゃうんですよ。

委員 こっちを高くするとということ？

委員 高くすると。

委員 でも、この考え方というのは、労働者に犠牲を負わせないと同時に...  
...

委員 労働者に犠牲を負わせると言っているわけではなくて.....。

委員 そうじゃなくて、もちろんそれを雇って、実際に工事を指導的に行っていただく企業の方々にも適正な利益を保障して、なおかつ、それでいい工事をしてもらう。そのことによって、区が模範的な使用者になるんだと。だから、あなたのさっきの予算の話を使うとつらいんだけど、そのために予算がふえてもいいんだと、こういう考え方だと思っただけです。だから、行政の方々にもちゃんとこれでできるよと同時に、労働者もこれで納得するよと。両方いて、さらにそれで区が予算を、区が払えるお金の中でそれを実現する、何か難しいんだけど。

委員 そうした場合は、やっぱり予定価格の組み方として.....。

委員 だから、さっきはまさにそこなんです。

委員 予定価格の組み方として、やっぱり経費率をいじるとかということ。

部会長 そうですね。

委員 だから、さっきのこれでしょう、最低制限価格。

委員 そうですね。例えば東京都なんかで話をしますと、今、こうやって労務単価を組んで、歩掛は今、007号で組みますね。平米当たり2676円で、東京都なんかだと、例えば繁華街で条件が厳しそうだなといった場合には、2676円を0.8で割るんですね。そうすると単価が上がりますね。そうすると、ここは少し大変そうだから、この単価を上げましょうと割り込むんです。

部会長 そういうふうになんかの調整をするわけですか。

委員 そうです、調整をするんですね。ですので、僕は思うんですけれども、積算とか、こういう予定価格を積み上げて、作文みたいなものなんです。要するにこの工事が実際にどれぐらいかかるかということのを適正に判断して、この2676円を0.7で割り込めば、予定価格は単価が上がるわけですね。というふう

に積んでいけば、今のこの金額は達成できる可能性があるということなんです。だから、そういうところを柔軟に、やっぱり設計をやっている所管課さんを含めてやってもらいたい。

委員 今言ったのはこのところ、これは違うの？

委員 ごめんなさい、それは今だと、先ほどちょっと申し上げたのは一般管理費は55%になっていますね。この55%というのはやっぱり厳しいわけですよ。今、国交省さんなんかでもこれを80%、90%に上げようという話が建通新聞にも出ていましたし、そのうち上がってくるんじゃないかと考えていますけれども、これは先駆けて世田谷区さんのほうでも上げてもらえればなという気がしますね。

部会長 0.8か0.9。

委員 要するにこれはここで55%掛けちゃいますと、最終的に全体の予定価格は90%いかないですから、これが今95、95、全部9で90%になるわけですよ。

委員 それで55だから。

委員 そう、55で、ここで一気にがんと落ちるわけですね。

委員 そうか、そうか。

委員 ぜひこの入札のところは、この後の適正化委員会の中でももっとちゃんとお話をさせていただいて、それこそ適正化委員会全体の答申の中に、今の委員のおっしゃっている単価だけの問題ではないということと、現場によって歩掛は全然変わるんだという、そういうもとのところの話を、ぜひ適正化委員会の中で議論していただいたほうが。

部会長 そうですね。予定価格全体もそういうことで弾力化しないと。

委員 だからこそ、さっきおっしゃったように、わかる人がいなくなっちゃう話というのは怖いんですよ。これはどの層も、みんな民営化だとか何とかしていくと、発注者側はみんな全然知識がなくなっていく、これは一般的な話なんですね。しかも公務員の方は部署が変わっていくじゃないですか。

部会長 異動がある。

委員 そうすると、それぞれゼネラリストなんだけれども、発注者としてはプロが欲しいわけでしょう。だから、そのわかるプロがいなくなってくると、めっちゃめっちゃとは言わないけれども、要するに公式どおりの、そうすると、さっきの3割しかうまくない、あとの7割はおいしくないという話を聞くとまずいですよね。

部会長 公式の運用だけはできるけれども、応用問題がなかなかきかないという。

委員 だから、おいしくないところはおいしくしてもらわなきゃいけないわ

けですよ、変な言い方だけれども。

委員 そうした中で、例えば7割の中でも、全体を少しずつ下請さんに払う金額を抑えて、いろいろ抑え込んで、でも、網をかけられると、1割ぐらい何とか頑張っているとかなとかということではできなくなるわけですね。最低労務単価を決められて、もう全てみんな網をかけられちゃったら、本当にいい仕事しかとれなくなっちゃうんですね。

委員 今までは、そうやっておいしいのも渡すかわりに、おいしくないのも受けてね、トータルでこうだということをやっていたと。

委員 そうですね、それはあると思うんです。

委員 なるほど、難しいんですね。

部会長 今、この設計、積算というのは、世田谷の場合は外注というのはかなりあるんですか。

事務局 そうですね、営繕なんかを見ても割と外注じゃないですかね。

部会長 外注のほうが多いということ。

事務局 ほとんど外注かな。

部会長 ほとんど外注。

委員 ほとんど外注ですね。ですから、我々が要望しているのは設計と積算を分けてくれと。設計が積算をやったんじゃ何でもできちゃうでしょうと。分けて正しい.....。

部会長 外注は外注としても。

委員 自分で設計して、自分で何でもやると。

委員 別の外注で。

委員 でも、土木の場合ですと、今の内訳の002がありますね。002の設計をするのは1151のこの数量を出すところまでなんですね。ここの数量を出すところまでが、要するに土木では外注で積算を頼むところだと思うんです。コンサルさんがやって、その数量を出して。

委員 その数量が違うわけ、単項内訳だから。

委員 違うんですね。それで、2676円については、この007というのは、東京都の職員が最新の単価でこの単価を入れていけば、自動的にこの合計の2676の金額が入っちゃうんです。そうすると、これを掛けると308万という金額が出てくるんですね。だから、土木についていえば、この設計というか積算をするところは、外注で頼むところはこの1151の数値を出すところだけ。金額の2676を出すところは、役所さんでやられていると思っています。

事務局 営繕のほうの設計は、当然東京都のほうから2月に労務単価を上げたりして計算方法が来ているので、これは23区、ほかの市も同じじゃないかなとは思いますが、東京都の労務単価を参考に打ち込んでいくというの

は同じだと思うので。

委員 そうですね。そうすると、だから、単価のところは変わらないですよ。全部同じ価格のはずなんです。

部会長 そうすると工数で動かすしかないということですね。

委員 ないですね。

委員 だから、そういうのがわかるような発注者になってもらうには、さっきの委員が言った、係長がいて横断的なのがあって、それで横断的なやつから出したやつを係長のところで誰かがチェックして、ちゃんと盛り込んであります、無理なふうになっていませんというのを法定福利費も含めてある程度チェックして、それで初めて入札に出せるみたいな仕組みがないと、やっぱり担保されないでしょうね。ただ、時間がかかるけれどもね。

部会長 ダブルチェックに近いものをつくっていかないと……。

委員 結局ね。

委員 その係の人が全部チェックすることは無理だと思うんですけども、その係がいろんなところで出ている話を、結局、営繕はもう積算しているところは積算するとか、工事を完成させることが目的でやっているの、決して会社の利益まで考えてやっていないわけですよ。だから、そうではなくて、やっぱりどういう状況でこの公共事業が設計されて、事業者に渡って、そこで働く人がいて、最終的に完成して、それが結果、地域にどう還元されていくかというトータルのことを考える部署がないと、個々のところで問題が発生したところに、ちゃんと営繕に、これはこういう問題が発生しているから、もう1度こういうふうに改善しなさいとか、やっぱりその行司役が係として必要であるうと。

部会長 調整役ですね。

委員 そうですね。

部会長 わかりました。きょうは大変根本的な議論をしていただきまして、どうもありがとうございます。大体2時間ちょうどになりましたので、次もありがとうございますので、きょうはこの辺でよろしいでしょうか。

事務局から何か。

事務局 それでは、先ほど私どもで説明させていただいたとおり、きょう各委員さんからもらったものについては、順次お答えできる部分からメールを送らせていただきます。それは全委員さんにメールを送りますし、また、このところをこうしてほしいみたいなメールが返ってきたとしましたら、それも全委員に、例えば委員からの意見はこうですよというようなやりとりをさせていただきます。ただ、中にはちょっと一括して間に合わない部分もございますので、なるべく小出しにしたいくはないですけども、その辺については、申しわ

けないんですが、後回しになる可能性もありますので、御理解いただければと思います。

部会長 わかりました。いろいろ手間はかかりますけれども、よろしく願います。

事務局 よろしく願います。

委員 あと、できれば、きょうお渡ししているペーパーも、この後の適正化委員の方にもお渡ししていただければ、委員の言うとおり、どちらかという下限額はこの委員会がメインですけれども、その後の運用とか入札制度改革は次にやる適正化委員会の主たる議題でもありますので、よろしく願います。

部会長 できれば、きょう出された資料を適正化委員会の先生方にもお渡しいただいて、よろしく願います。

それでは、きょうは大変深い議論をさせていただきましてありがとうございました。引き続きまた適正化委員会ですので、よろしく願います。